

つがる市民診療所在宅医療・介護連携推進のための基本方針

平成29年4月1日

急激な高齢化の進展と高齢者を取り巻く環境の変化に伴う諸々の課題に対応するため、つがる市における在宅医療・介護連携推進事業の進展を図り、地域包括ケアシステムを医療機関として支えていくため、つがる市民診療所（以下「市民診療所」という。）において次のとおり介護事業との連携を図るものとする。

【基本方針】

高齢者が住み慣れた地域で生活できるような医療体制づくり

【実施内容】

1 在宅医療提供体制の整備

- (1) 在宅医療希望者をより広く把握していくため、つがる市内の居宅介護支援事業所等からの情報提供を受け付ける。
- (2) 在宅療養支援は市民診療所の医療機能に位置付けられていることから、安定的な在宅医療を提供するため、医師及び看護師を増員する。
- (3) 市民診療所地域連携室の機能を強化する。

2 医療・介護連携強化

- (1) 情報の共有と密接な連携を図るため、利用者の家族、市民診療所（医師、看護師事務）及び居宅介護支援事業所並びに必要な応じた関係機関（調剤薬局等）で構成するケースカンファ及びフォローカンファを開催する。
- (2) 在宅医療情報提供書や医療と介護連携シート等を利用し、関係機関相互の連絡体制を構築する。